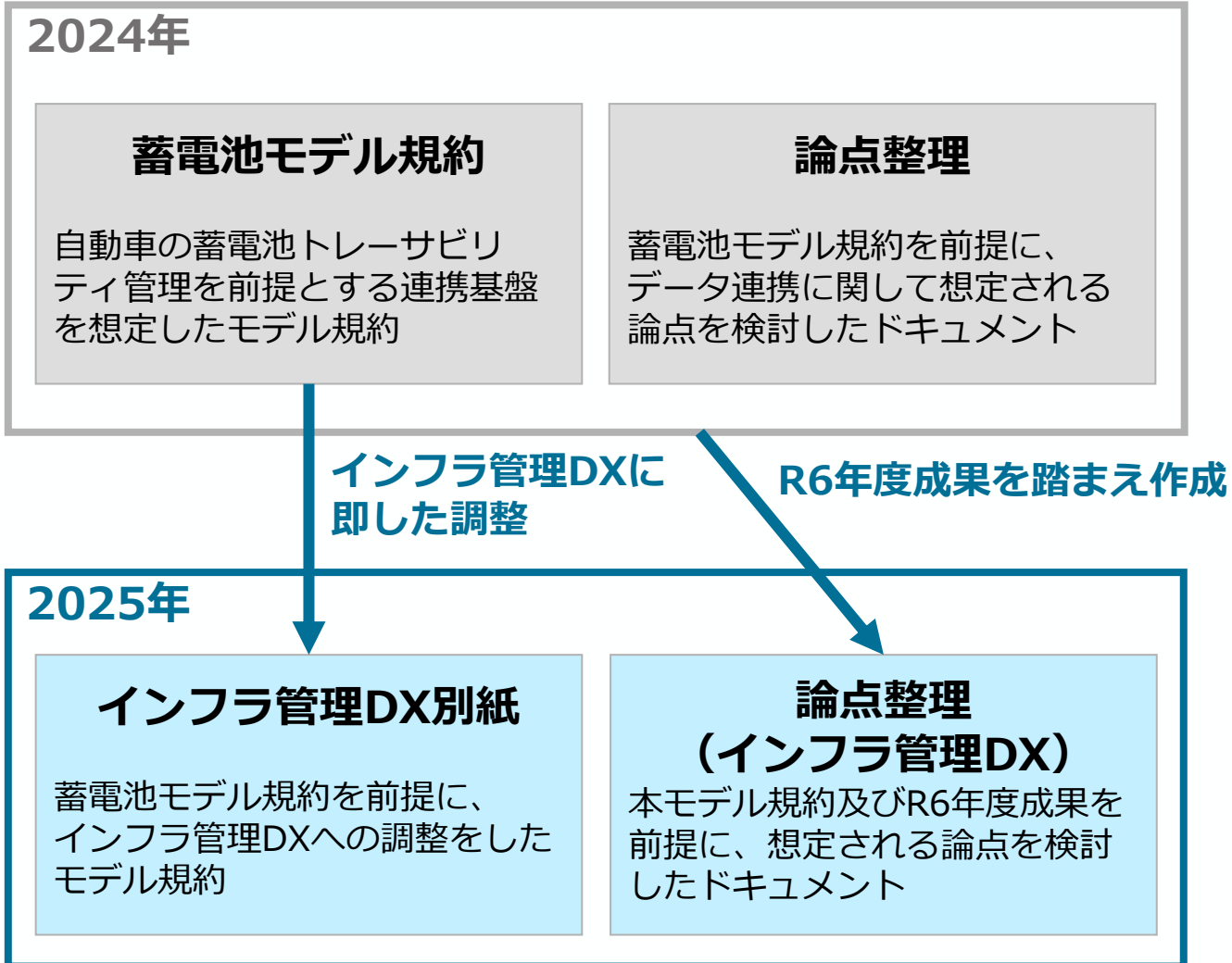


モデル規約・モデル規約解説活用ガイドの概要

令和8年4月

商務情報政策局 情報経済課

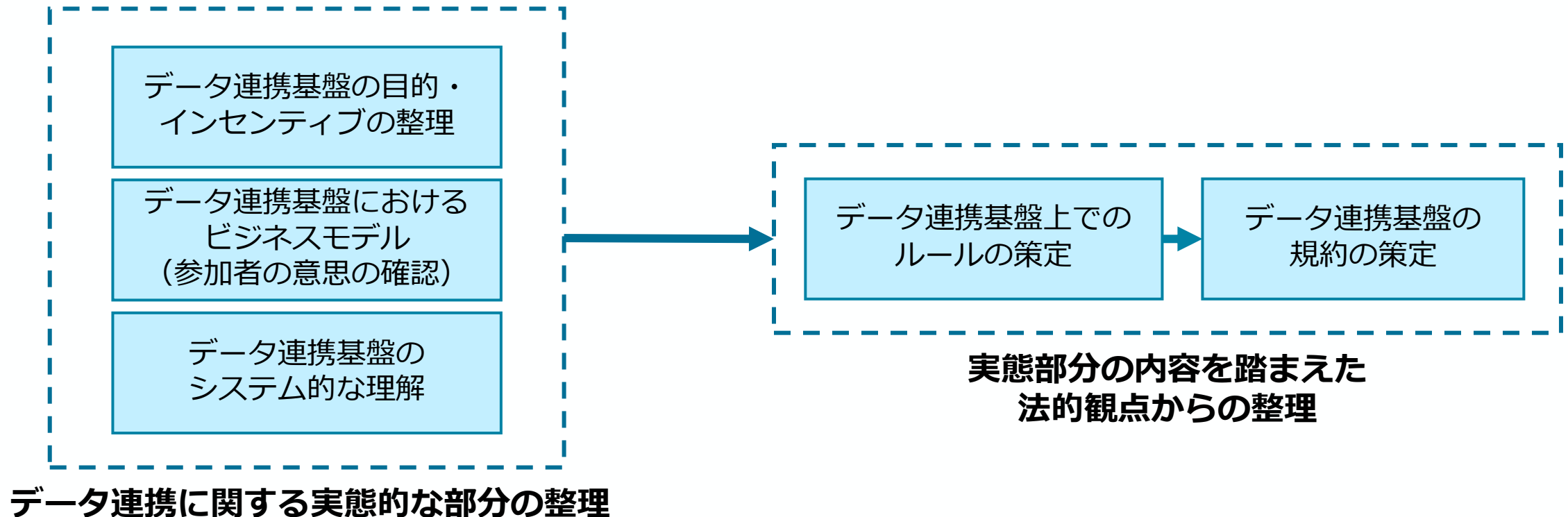
これまでのモデル規約成果物の整理



- 企業間でデータ連携を行うにあたり用いられるプラットフォーム（データ連携基盤）を介してデータ連携が行われる場合、プラットフォームにおけるデータの取扱いについての法的整理を行い、規律を策定する必要がある。
- データ連携基盤に関する法的整理・規律策定の一助とすることを目的に、2024年、「**データ連携基盤規約 ver.1.0**」（**モデル規約**）を策定。
- また、モデル規約が前提としている個別のユースケースの背景となる考え方や、モデル規約の条項の趣旨を整理した「**データ連携モデル規約解説と論点整理**」（**論点整理**）をあわせて公表。
- 2024年は、自動車の蓄電池CFP（Carbon FootPrint）値の管理を前提とするデータ連携基盤に関して整理を行った。
- 2025年は、デジタルライフライン全国総合整備計画の一環として行われたインフラ管理DX事業（2025年当時）に関して整理を行った。

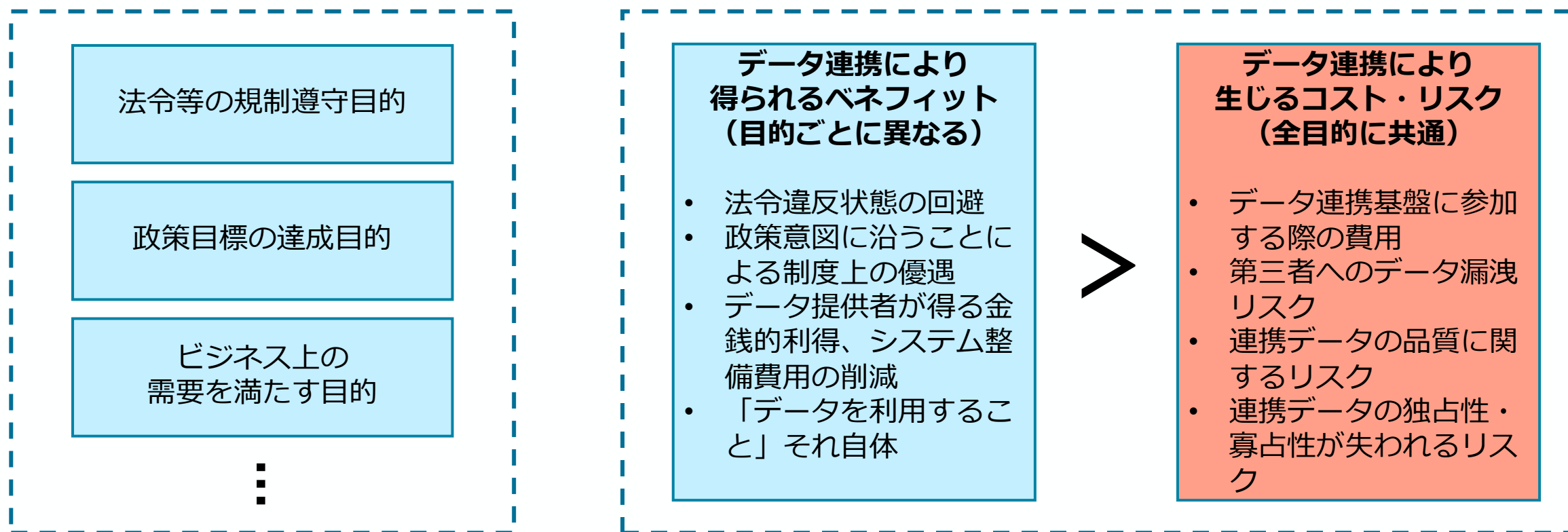
本ガイドの作成趣旨

- 従前の成果物は、背景となるユースケースを前提とした記載が含まれているところ、当該ユースケース以外に適用する際の使い方が不明確な部分がある。
- 本ガイドでは、モデル規約を事業者が様々なユースケースに自主的に用いることを想定し、データ連携基盤を用いたデータ連携を行う際に生じる様々な論点を、どのように整理するかというフレームワークを提示する。具体的には、①データ連携に関する実態的な部分を整理し、②実態部分の内容を踏まえて法的観点からの整理を行う。



データ連携基盤の目的・インセンティブの整理

- データ連携基盤を組成する前提として、データ連携を何のために行うかを整理することが必要。
- 目的に応じ、**データ連携により得られるベネフィットがこれに伴うコストを上回る（＝インセンティブがある）場合にデータ連携が実現する**ため、どのようなインセンティブがあるかを整理する。



データ連携基盤の目的の整理

データ連携基盤を利用する
インセンティブの整理

データ連携基盤におけるビジネスモデルの整理

データ連携基盤を利用するインセンティブが肯定される場合、データ連携基盤をどう運営していくかというビジネスモデルについて検討する必要がある。特に、データ連携基盤がビジネス上の需要を満たす目的で運営される場合には、運営事業者にとっても持続可能なビジネスモデルとする必要がある。

想定される参加者と参加者の利益・役割

参加者を想定したうえで、参加者が得られる利益や基盤上での役割（データ提供者となるか、データ利用者となるか、運営費用を誰が負担するか、基盤の仕様決定に誰が関与するか）を整理する。
参加者の想定が難しい場合は、実証事業やPoC等により運用可能性を検討する。

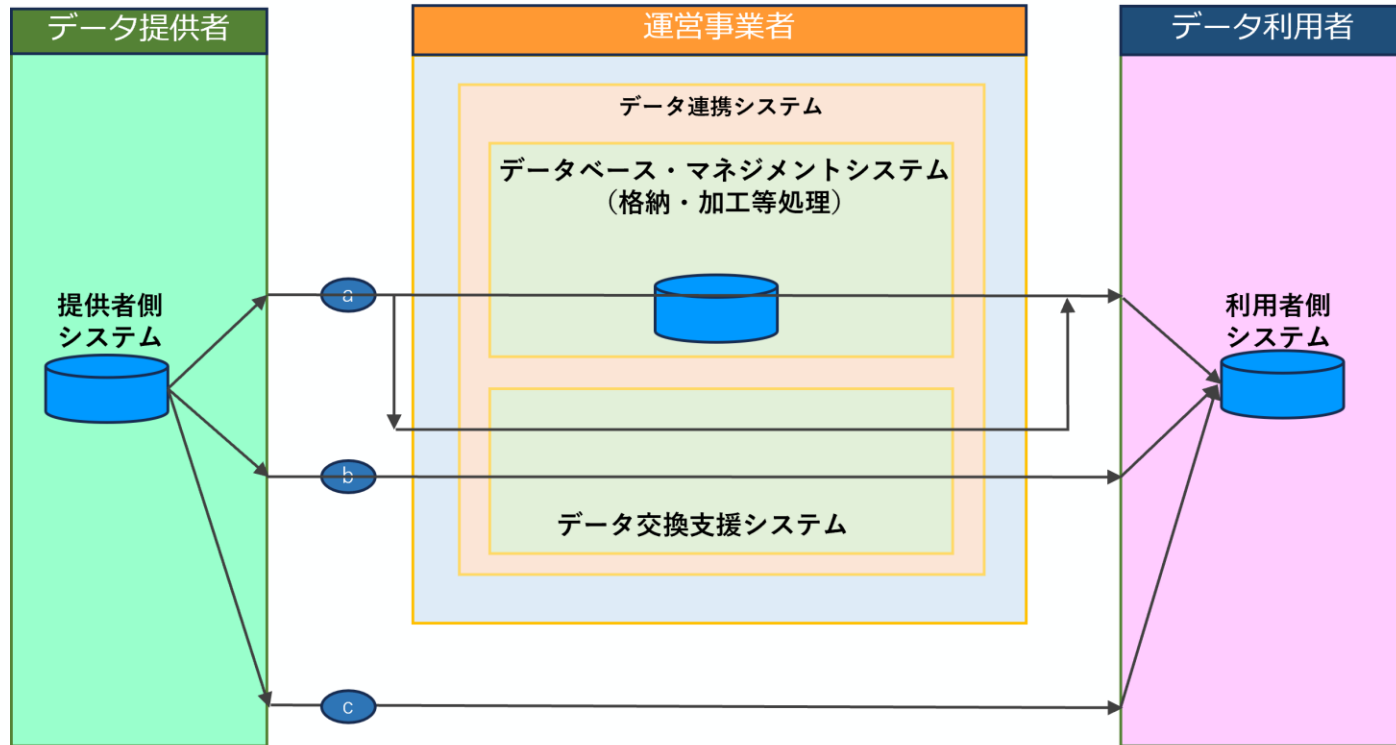
提供されるサービス・連携データ

データ提供者が要求する連携データの管理に関する条件と、データ利用者にとっての利便性のバランスが重要。
データ提供者が、連携データの利用目的や提供先をあまりにも詳細に指定できる設計となっていると、利用者にとっては統一的に利用できなくなるという事態が生じる。

運営体制・サービス規模・費用負担等

継続的な参加者の確保と、持続可能な運営体制・運営資金が必要。
サービス規模が大きくなると費用も増加するが、小さすぎると参加意欲を削ぐためこちらもバランスが重要。
費用の分担方法（イニシャルでの支払い、サービスへの従量課金等）も要調整。

データ連携基盤のシステムの理解

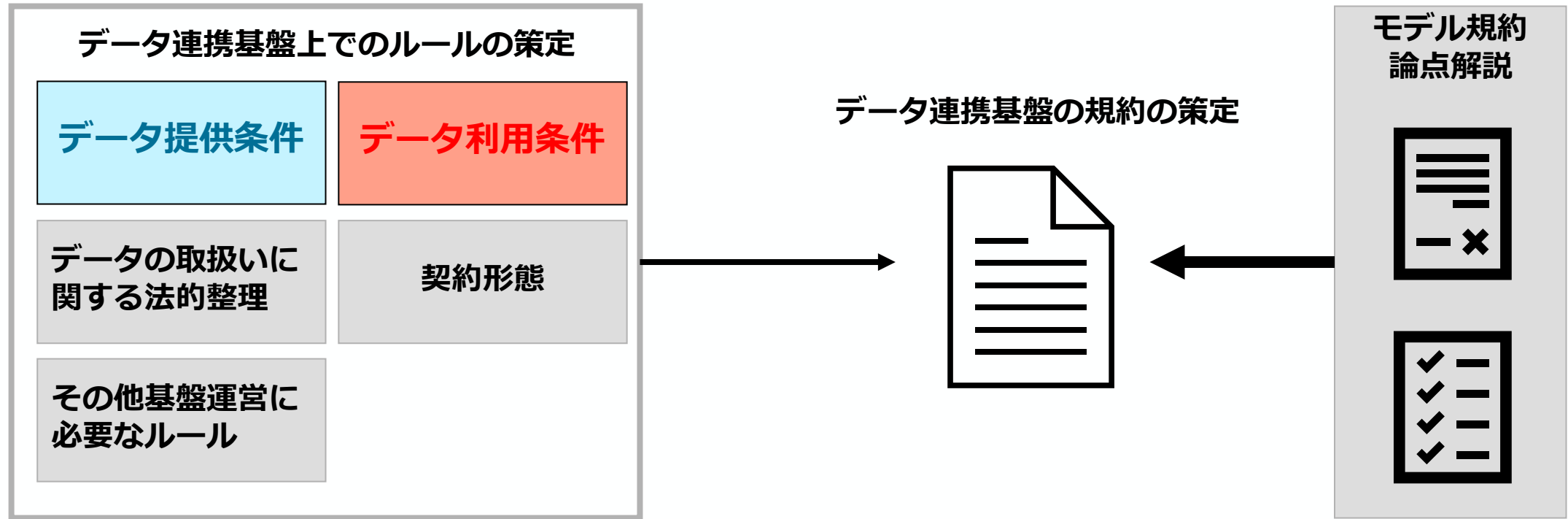


- a データの処理・保存等のデータ連携システム基盤サービスを利用し、データ提供、データ管理を委託する
- b データ交換ネットワークシステムのみ基盤を利用するが、データ提供を行う
- c データ連携基盤上のシステムを用いない

- データ連携基盤により実現される目的やインセンティブを前提に、当該インセンティブを実現するという観点から、どのようなシステムが適切かを検討する。**特定のシステム形式ありきではなく、どのようなインセンティブを参加者に持たせたいのかという観点から、システムに必要な要素を検討することが必要。**
- 本書では、モデル規約の対象となるシステムとして、運営事業者が提供する、①単なるデータ交換に留まらずデータの格納や加工を伴うデータベース・マネジメントシステム（左図a）②データの交換のみを行うシステム（左図b）を想定する。

実態的な整理を踏まえた法的観点からの整理

- 実態的な整理を踏まえ、データ連携基盤において連携データをどう取り扱うかを整理する。重点的に整理すべき事項として、**データ提供者が誰に連携データを提供するか（データ提供条件）、データ利用者がどの範囲・利用目的で連携データを利用するか（データ利用条件）**がある。
- その後、整理したルールを契約の形に整理する。具体的な条項については、モデル規約等を適宜参照する。



補足資料

本書で想定する契約類型

- データ連携基盤におけるデータ契約では、データ提供者、データ利用者、運営事業者の3者が契約当事者となることを想定する。この場合、契約のスキームは様々なものが想定されるが、本書では、この二つの方式を対象とした。
 - **直接契約型**：データ提供は提供者と利用者が直接行うことと想定し、データ提供者とデータ利用者が、データ提供・利用に関する部分の契約を直接締結する（運営事業者は、データ提供者・利用者との間の契約内容について関知しない）契約形態
 - **間接契約型**：データ連携にあたってデータ提供者からデータ利用者に直接データが提供されると構成するのではなく、①データ提供者から運営事業者へのデータ提供と、②運営事業者からデータ利用者へのデータ提供の運営事業者を介した2段階のデータ提供を想定して、3者間で契約する形態

本ガイドが対象とするデータ契約類型



- ① 間接契約型
- ② 直接契約型

直接契約型におけるモデル規約条項の整理

- モデル規約は、間接契約型を想定したものであり、データ提供者、データ利用者、運営事業者の3者による契約形態であるため、データ連携基盤のサービスに関する内容と、データの提供・利用に関する内容の二つの内容から構成される。
- 本ガイドでは、直接契約型におけるモデル規約の一案を提示している。具体的には、下表の「データ提供・利用に関する取決めに関する部分」とこれに関連する定義等について、以下の観点から、直接契約型をとる場合に修正すべき点を提示した。
 - データ提供者とデータ利用者が直接データ提供を行うことから、運営事業者がデータ提供者、またはデータ利用者となる部分は修正
 - データ利用条件の設定に関して運営事業者が介在しないことから、データ利用関連条項は原則として削除

モデル規約の構成

運営事業者と基盤参加者のサービス利用に関する部分	データ提供・利用に関する取決めに関する部分
第1章 総則 第2章 本基盤契約の締結 第3章 本基盤の運営等 第6章 責任範囲 第7章 有効期間及び終了 第8章 一般条項	第4章 データ提供関連条項 第5章 データ利用関連条項

直接契約型におけるモデル規約条項の整理

直接契約を想定した場合のモデル規約の各条項の修正例（1/5）

モデル規約条項（変更後）	変更趣旨
<p>第2条（定義） データ利用条件 <u>（削除）</u> データ関連条件 <u>（削除）</u> データ受領者 <u>（削除）</u> 基盤利用介在者 <u>（削除）</u></p>	<p>直接契約型の場合、データ提供者とデータ利用者は、基盤を介さずデータ連携に関する契約条件を設定するため、関連する定義を修正。</p>
<p>第2条（定義） データ提供者：<u>本基盤上又はこれを介して、データ利用者に対し本データを提供する者</u> データ利用者：<u>本基盤上又はこれを介して、データ提供者から本データの提供を受ける者又はその提供を求める者</u></p>	<p>直接契約型の場合、データ提供者とデータ利用者は、基盤を介さずデータ連携に関する契約条件を設定するため、関連する定義を修正。</p>
<p>第2条（定義） データ提供条件 ・データ提供者が運営事業者の別途定める方法に従い設定した、<u>データ提供者がデータ受領者に対し本データを提供するための条件（変更される場合には、その変更後のものを意味する。）</u></p>	<p>直接契約型の場合、データ提供条件は、データ提供者が本データを提供する場合を想定しているため、関連する定義を修正。</p>
<p>第17条（データ関連条件の設定） 1 データ提供者は、<u>データ利用者に対して、本データの提供と同時又はこれに先立ち、運営事業者が別途定める方法によりデータ提供条件を設定する。</u> 2 データ提供条件の変更は運営事業者が別途定める方法による。この場合には、運営事業者は、<u>その別途定める期限までに、その別途定める方法により、その変更をそのデータを利用しているデータ利用者に対し周知する。</u> 3 データ提供者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号の条件を満たす限り、自らが提供した本データに関する知的財産権、人格権その他一切の権利利益に基づく請求をしてはならない。 (1) 運営事業者：本基盤契約に基づき本データを提供するとき (2) データ受領者：本基盤機能の使用に必要な範囲で利用するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 直接契約型の場合、運営事業者は、連携システム上で連携を処理するにあたり、データ提供条件を確認する必要があるため、データ提供条件については運営事業者が定める方法で設定する必要がある。 また、データ利用条件については、データ提供者とデータ利用者との間の個別の契約において整理される事項であるから、本基盤契約の枠外の事項となる。

直接契約型におけるモデル規約条項の整理

直接契約を想定した場合のモデル規約の各条項の修正例（2/5）

モデル規約条項（変更後）	変更趣旨
<u>第18条（運営事業者への本データの提供）</u> <u>（削除）</u>	直接契約型の場合には、データ提供者から運営事業者へのデータ提供が観念されないため、本条項は削除。
<u>第19条（運営事業者による本データの利用）</u> <u>（削除）</u>	直接契約型の場合には、運営事業者による本データの利用が観念されないため、本条項は削除。
<u>第21条（運営事業者による本データの第三者提供）</u> <u>（削除）</u>	直接契約型の場合には、データ提供者から運営事業者へのデータ提供が観念できないため、本条項は削除。
<u>第22条（運営事業者によるデータ提供・利用対価の支払い）</u> <u>（削除）</u>	直接契約型の場合には、データ提供者から運営事業者へのデータ提供が観念できないため、本条項は削除。

直接契約型におけるモデル規約条項の整理

直接契約を想定した場合のモデル規約の各条項の修正例（3/5）

モデル規約条項（変更後）

変更趣旨

第23条（データ提供者による本データの保証）

- 1 データ提供者は、データ利用者に対し、自らが提供する本データについて次の各号の全てを保証する。
 - (1) 本データが法令上適切な手続を履踐されて適法に取得及び提供されていること
 - (2) 本データが、本データ保証に違反しないこと
- 2 データ提供者は、データ利用者に対し、前項の各号に定める保証事項を除いて、次の各号の事項及び法令上の保証事項を含む一切の事項を保証しない。
 - (1) 本データの正確性
 - (2) 本データの完全性（本データに欠損や不整合がないことを含む。）
 - (3) 本データの安全性（本データがコンピュータに障害を発生させないものであることを含む。）
 - (4) 本データの有効性（本基盤機能の使用に必要な範囲又はデータ利用条件への適合性を含む。）
 - (5) 本データが第三者の知的財産権その他の権利及び利益を侵害しないこと
- 3 本データが前2項の保証に違反すること又はあたるおそれがあることをデータ提供者が知った場合には、データ提供者は、データ利用者に対し、該当する事項全ての具体的な内容を直ちに連絡する。
- 4 データ利用者による本データの利用が制限されるおそれがある場合には、第1項及び第2項の保証の範囲内で、データ提供者は、その第三者の許諾を取得し、又は、利用が制限されるデータを除外する等の措置をとり、データ利用者が本データを制限なく利用できるよう努める。

直接契約型の場合、データ提供者がデータ利用者に対して保証を行うか否かは、究極的には、データ提供者とデータ利用者との間の個別契約の内容による。

- ・ 本モデル規約では、データ提供者が自己の提供する全ての本データについて何らかの保証を行うことができるケースを想定した。

直接契約型におけるモデル規約条項の整理

直接契約を想定した場合のモデル規約の各条項の修正例（4/5）

モデル規約条項（変更後）	変更趣旨
<p>第24条（データ提供者による本データの更新） データ提供者は、データ利用者に対し提供した本データに変更があった場合には、法令の定める又は運営事業者が別途定める期限があるとき、これらいずれかのうち早く到来するその期限までに、<u>変更後のその本データを運営事業者が別途定める方法でデータ利用者に対し提供する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none">直接契約型の場合、データ提供者がデータ利用者に対して更新を行うか否かは、究極的には、データ提供者とデータ利用者との間の個別契約の内容による。本モデル規約では、データ提供者が自己の提供する全ての本データについて更新を行うことができるケースを想定した。直接契約型の場合、データ提供者が直接データ利用者へ更新後のデータを提供する方法で更新が行われるため、第1項は「運営事業者」を「データ利用者」に置き替える。第2項は削除。
<p>第25条（本基盤契約の終了後の措置） データ提供者と運営事業者との間の本基盤契約が終了した場合には、データ提供者が提供した本データは次のとおり取り扱う。ただし、別紙に別段の定めがある場合には、その別紙の定めに従い本データを取り扱うものとし、次の各号の定めは適用されない。</p> <p>(1) <u>データ利用者は、終了時データ提供条件に従う限り又は法令上必要な範囲で利用する限りにおいて継続して利用することができる。</u></p> <p>(2) 終了後利用期間が満了した時、法令上の義務を履践する必要がある場合を除いて、データ利用者は、本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある本データを削除する。</p>	<ul style="list-style-type: none">本条項では、データ提供者から運営事業者へのデータ提供を前提として、データ提供者のデータ提供契約終了後の対応を定めるものである。直接契約型の場合には、データ提供者から運営事業者へのデータ提供が観念できないため、以下の対応を行う。<ul style="list-style-type: none">第1号は削除第2号は左記のとおり修正。第3号は太字部分を「データ利用者」に変更し、「また」以下を削除。
<p>第26条（データ提供条件の変更） 削除</p>	<p>直接契約型の場合、データ提供者から直接データ利用者へ本データが提供されるため、第17条で対応するため削除。</p>
<p>第27条（データ利用者への本データの提供） 削除</p>	<p>直接契約型の場合、データ提供者から直接データ利用者へ本データが提供されるため、第18条で対応するため削除。</p>

直接契約型におけるモデル規約条項の整理

直接契約を想定した場合のモデル規約の各条項の修正例（5/5）

モデル規約条項（変更後）	変更趣旨
第28条（データ利用者による本データの利用） （削除）	直接契約型の場合、データ利用条件は本基盤契約の枠外の事項であるため、削除。
第29条（データ利用者による本データの管理） データ利用者は、次の各号の定めに従ってデータ提供者から提供された本データを管理する。 (1) データ利用者は、提供された本データを自らが保有する他の情報と明確に区別して、自らの営業秘密を取り扱う場合と同等以上の善良な管理者の注意をもって管理又は保管する。 (2) データ利用者は、提供された本データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為をしてはならない。	<ul style="list-style-type: none">本条項では、運営事業者からデータ利用者へのデータ提供を前提として、データ利用者のデータ管理を定めるものである。直接契約型の場合には、「運営事業者から」を削除して利用する。
第32条（運営事業者による本データの保証） （削除）	直接契約型の場合、契約上、データ利用者にデータを提供する者は、運営事業者ではなくデータ提供者であるため、本条は削除。
第33条（データ利用者による本データに関する情報提供） データ提供者から提供された本データに誤り、不足、計算間違いその他そのデータの内容の正確性、第三者の権利利益の侵害又は法令違反の問題を発見した場合には、データ利用者はデータ提供者に対し、その内容を速やかに連絡する。	直接契約型の場合、データ利用者は、データ提供者から本データの提供を受けているため、修正。
第34条（本基盤契約の終了後の措置・第5章関連） （削除）	直接契約型の場合には、本基盤契約終了後に運営事業者が本データを取り扱うことはないため、本条は削除
第35条（データ利用者が運営事業者に対し提供したデータ） 本章の規定は、第33条（データ利用者による本データに関する情報提供）を除き、データ利用者がデータ提供者に対し、データ提供者として提供した本データについては適用されない。	直接契約型の場合には、「運営事業者」を「データ提供者」に置き替えて利用する。